

令和4年10月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

議案第54号

令和4年度11月補正予算の要求について

令和4年度11月新庄市一般会計（教育費）補正予算の要求について、次のとおり提案する。

歳入

(単位：千円)

款項目		補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳	
15- 2- 7	教育費国庫補助 金	36,016	△ 20,200	15,816	学校施設環境改善交付金	△ 20,200
22- 1- 5	教育債	699,800	△ 238,600	461,200	義務教育学校建設事業債	△ 238,600
計		735,816	△ 258,800	477,016		
補正要求のなかった 款項目に係る額		40,079		40,079		
計		775,895	△ 258,800	517,095		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 4- 4	学校建設費 (義務教育学校)	697,486	△ 285,204	412,282	△ 20,200	△ 238,600		△ 26,404
計		697,486	△ 285,204	412,282	△ 20,200	△ 238,600	0	△ 26,404
補正要求のなかった 款項目に係る額		1,644,993		1,644,993				
計		2,342,479	△ 285,204	2,057,275				

令和4年度11月補正予算 教育総務課要求内容

債務負担行為補正(変更)

(単位:千円)

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
明倫学園建設事業 (令和4年度)	令和5年度	224,120	令和5年度	606,460

歳入

(単位:千円)

款項目	補 正 要求額	内 訳	
15-2-7 教育費国庫 補助金	△ 20,200	学校施設環境改善交付金	△ 20,200,000円 △ 20,200
22-1-5 教育債	△ 238,600	義務教育学校建設事業債	△ 238,600,000円 △ 238,600
計	△ 258,800		

歳出

(単位:千円)

款項目	補 正 要求額	内 訳	
10-4-4 学校建設費 (義務教育 学校)	△ 285,204	委託料 明倫学園グラウンド整備工事 工事監理業務委託料	△ 1,795,000円 △ 1,795
		工事請負費 明倫学園グラウンド整備工事	△ 283,409,000円 △ 283,409
計	△ 285,204		

令和4年度11月補正予算 学校教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

令和4年度11月補正予算 社会教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

## 議案第 5 5 号

明倫学園グラウンド整備工事請負契約（令和 4 年議案第 3 6 号）の  
一部変更について

令和 4 年 7 月 1 2 日に議会の議決を得た明倫学園グラウンド整備工事請負契約  
（令和 4 年議案第 3 6 号）の一部を次のように変更する。

事項名	変更前	変更後
3 工 期	着工 令和 4 年 7 月 13 日 完成 令和 4 年 11 月 30 日	着工 令和 4 年 7 月 13 日 完成 令和 5 年 7 月 21 日
4 契約金額	255,640,000 円	364,390,400 円

### 提案の理由

工事を実施した結果、工期及び設計の一部を変更して実施する必要があり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により市議会の議決を求めるため、提案するものである。

議案第56号

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第29号）の一部  
を次のように改正する。

第1条の表中

「

新庄市テニスコート	新庄市金沢字金沢山1399番地
新庄市横根山運動広場	新庄市大字泉田字高台新田4102 番の18
新庄市山屋セミナーハウス	新庄市金沢3036番地の2

」を

「

新庄市テニスコート	新庄市金沢字金沢山1399番地
新庄市山屋セミナーハウス	新庄市金沢3036番地の2

」に改める。

第1条の2の表中

「

新庄市陸上競技場	4月1日から10	9時～19時	
新庄市テニスコート	月31日まで	5時～21時	
新庄市横根山運動広場		5時～19時	

」を

「

新庄市陸上競技場	4月1日から10	9時～19時	
新庄市テニスコート	月31日まで	5時～21時	

」に改める。

第4条及び第13条第2項中「別表第9」を「別表第8」に改める。

別表第5を削り、別表第6を別表第5とし、別表第7から別表第9までを1表

ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新庄市横根山運動広場を廃止することについて、市議会の議決を求めるため提案するものである。

議案第 57 号

令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び  
評価について

(別添 令和 3 年度新庄市教育委員会事務事業の評価説明資料)